

平成 30 年北海道告示第 549 号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道野付郡別海町別海旭町地内の 11,046.88 m²の土地を起業地とする「生涯学習センター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は別海町が、老朽化した中央公民館に代わる公民館関係機能の移転並びに福祉関係機能、防災関係機能を有する公共の施設から構成される複合施設を、町内別海地区に新たに整備するものである。

これらは、法第 3 条第 2 号に規定する「公民館」及び法第 3 条第 3 号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

別海町は、平成 21 年 3 月に「第 6 次別海町総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、これに基づき、平成 26 年 11 月に「別海町市街地活性化計画～別海地区～」(以下「活性化計画」という。)により、別海地区の活性化に向けた基本方針を策定した後、平成 28 年 3 月に「矢臼別演習場周辺まちづくり構想」（以下「まちづくり構想」という。）により、複合施設である、「生涯学習センター」（以下「センター」という。）の整備を策定している事業である。

町は総合計画等に基づき、国庫補助金を主たる財源とし、本件事業の施行に必要な財源を確保している。

以上のことから、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

別海町は、総合計画により市街地整備の推進を掲げており、これに基づき、活性化計画では、空洞化が進む市街中心地である別海地区の活性化基本方針を示し、未処理地の有効活用、センターの整備及び町民参加型の地域活動の拠点整備を掲げている。

まちづくり構想では、センターを町民による多様な交流の拠点と位置づけ、公民館関係機能、福祉関係機能及び防災関係機能を併せ持つ複合施設としての整備を策定しており、本件事業は、総合計画等の実現のため、センターに次の整備を行うものである。

公民館関係機能の整備により、老朽化が著しく緊急な立て替えが必要となっている中央公民館の機能を移転し、利用者の安全性確保及び充実した社会教育環境の向上を図ることができる。

福祉関係機能の整備により、地域ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティアの交流、育成・啓発、情報提供等ボランティア活動に支援等を行い、福祉の担い手育成と資質の向上を図ると共に、高齢者や障がい者等が気軽に集まれる場を用意し、地域の人々とのふれあいにより、生きがいがづくり、閉じこもり防止、寝たきりや認知症等の予防の推進を図るなど、町民総参画の地域福祉体制を構築することができる。

防災関係機能の整備により、災害時に高齢者や障がい者等、特に配慮が必要な要配慮者の受入れも可能な施設とすると共に、災害ボランティア活動拠点として情報の集約が行えるように配慮することにより、災害復旧時に迅速な対応がとれる体制を構築することができる。

また、隣接する町有施設「交流館ぷらと」及び「マルチメディア館」と連携し運用することで相乗的な利用向上を図り、周辺ゾーンに人の流れを生み出すことにより、賑わいや交流を創出することができる。

本件事業の完成により、複合施設としての機能が充実することにより、まちづくり構想の基本理念である「つながり、ささえあい、はぐくむ、創造交流のまちづくり」の実現に貢献すると期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）により保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財はないことを確認している。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、まちづくり構想において、公民館関係機能、社会福祉関係機能及び防災関係機能を有した複合施設として整備するため、施設用地として一定規模以上の平坦な土地が必要であり、幅広い層がアクセスしやすい立地であること、並びに用地及び補償費の負担を抑えるため、用地の大部分を町有地で賄えるかを基本条件とし、これを満たす2カ所を候補地に選び比較検討の結果、起業地を決定している。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、空洞化が進んでいる市街中心地である別海地区に多様な機能を併せ持つ複合施設を整備することにより地域の活性化が望まれている。

老朽化している中央公民館の移転による利用者の安全確保が急務であり、町民総参画による地域福祉体制の構築及び災害時に要配慮者を受入れを担う複合機能を充実させ、また隣接する既存町有施設との連携により、交流拠点として地域の活性化を図ることができる本件事業は、先送りを許されない状況にある。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3(3)で述べたように、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。